

KOKUSAIHO GAIKO ZASSI

THE JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW AND DIPLOMACY

Vol. 114 No. 2 ————— August 2015

Kampala Amendments on the Crime of Aggression: Possible Response of Japan

Articles

- Kampala Amendment on the Crime of Aggression:
Peace, Security and Selective Justice Akira MAYAMA
- Germany and the Crime of Aggression Claus KRESS
- Defining the Crime and the Act of Aggression Kyo ARAI
- The Provisions of "Crime of Aggression"
from a Domestic Criminal Law Perspective:
How Should Domestic Law Respond to Them? Toshiyuki TANAKA

Note

- Amendments to Rome Statute of the International Criminal
Court on the Crime of Aggression: Main Issues Related
to the Acceptance of the Amendments Takero AOYAMA

Book Reviews

- Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping (eds.),
*Historical Origins of International Criminal Law:
Volumes 1 and 2* Mitsue INAZUMI
- Yoshinobu Takei,
*Filling Regulatory Gaps in High Seas Fisheries:
Discrete High Seas Fish Stocks, Deep-sea Fisheries
and Vulnerable Marine Ecosystems* Yasuhiko KAGAMI

Miscellaneous

Published by

KOKUSAIHO GAKKAI
(JAPANESE SOCIETY OF INTERNATIONAL LAW)

<http://www.jsil.jp/>

Subscriptions ¥ 10,000 a year (including postage)

雑誌コード 03735-8

定価 本体 2,381円 (税別)

国際法外交雑誌

第114巻 第2号

2015年8月

特集「国際刑事裁判所『侵略犯罪』関連規定への日本の対応」

論 説

侵略犯罪に関する国際刑事裁判所規程カンパラ改正

——平和及び安全の維持制度の不完全性と selective justice——

大阪大学教授 真山 全 1

ドイツと侵略犯罪

ケルン大学教授 クラウス・クレス 25

三重大学教授 洪 恵子
(翻訳) 愛知県立大学准教授 竹 村 仁 美

国際刑事裁判所規程改正規定における侵略犯罪

および侵略行為の「定義」

同志社大学教授 新 井 京 45

国内刑法からみた「侵略犯罪」規定と国内法のあり方

法政大学教授 田 中 利 幸 71

研究ノート

国際刑事裁判所に関するローマ規程の

侵略犯罪に関する改正(侵略犯罪改正)

——その受諾に関する主要論点—— 外務省国際法局国際裁判対策室長 青 山 健 郎 93

紹 介

Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping (eds.),

Historical Origins of International Criminal Law:

Volumes 1 and 2

金沢大学教授 稲 角 光 恵 121

Yoshinobu Takei,

Filling Regulatory Gaps in High Seas Fisheries:

Discrete High Seas Fish Stocks, Deep-sea Fisheries

and Vulnerable Marine Ecosystems

中部大学准教授 加 々 美 康 彦 125

会 報

意見聴取の実施とご協力をお願い

国 際 法 学 会

【紹介】

Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping (eds.),
Historical Origins of International Criminal Law:
Volumes 1 and 2

(Torkel Opsahi Academic EPublisher, 2014,
Vol. 1: xl+680pp, Vol. 2: xiii+792pp.)

金沢大学教授

稲 角 光 恵

I

本書2冊は国際刑事法の歴史を多角的視点から考察する全3巻から成る論文集の一部である。国際刑事法の発展と拡大の事象を記す研究書があふれる今、本書は「国際刑事法はどのように誕生し発展していったのか」という基本的な問いに立ち返り、国際刑事法を理解する上での原点を提供するものである。国際刑事法の淵源はニュルンベルグ裁判が発端ではなく、それ以前に遡るのであるが、実際に国際刑事法の誕生から現代に至るまでの歴史について余すことなく包括的かつ体系的に検討されたことはあまりない。本書は、国際刑事法学史を語る先行業績が暗黙のうちに地理的及び文化的並びに時間的偏重を内包していることに疑問を投げかけ、そのような制限を超越した包括的かつ系統的分析を試みている。欧米からの視点が大半を占める他書とは異なり、Morten Bergsmo 北京大学客員教授と Cheah Wui Ling シンガポール国立大学准教授と Yi Ping 北京大学准教授が編者を務める本書は、国際刑事法の淵源の探求にあたり、検討対象地域と執筆者の双方の選択において

非欧米諸国からの視点を拡充させている点が注目される。以下で第1巻と第2巻の構成を紹介しよう。所収の数ある論稿から主要なものを取り上げて紹介することもできるが、本書は時代及び地域並びに論者の国籍における多様性に特徴があるため、構成を余さずここに記したいと思う。

II

第1巻は4部で構成されている。冒頭の2つの章では、まず第1章で編者が本書の取り組みを紹介した上で、第2章で David Cohen ハワイ大学教授が国際刑事法における責任理論の歴史的土台と題して、上官命令や上官責任理論並びに国際法上の強姦罪を例として検討した上で、第2次世界大戦の戦犯裁判は明確かつ一貫した国際慣習法を示したものでなかったと断じている。

続いて第3章から第5章までの第1部は、条約以外の国際刑事法の法源の探求を試みている。第3章は旧ユーゴ国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所の判事を務めた Liu Daqun が古代中国における国際法及び国際人道法の存在有無を、第4章はシエラレオネ国

連特別裁判所所長を務めた Geoffrey Robertson が1649年のチャールズ1世の裁判を君主の刑事責任が追及された先例として取り上げ検討しており、国際裁判の実務に関わる裁判官2人が歴史分析にチャレンジしている。第5章は北京大学出身の Shi Bei と Zeng Siqu 及び Zhang Qi の共同執筆によって、世界人権宣言と国連戦争犯罪委員会に対する中国の影響を論じた上で、中国国内での日本人戦争犯罪人の裁判には孔子や中国文化の概念の影響が見られると分析した。

次に第2部では、第1次世界大戦の戦犯裁判を検討対象とし、前半部分では実現しなかったドイツ皇帝の国際裁判を、後半部分では国内裁判所での裁判を取り上げている。まず第6章で Jackson Nyamunya Maogoto マンチェスター大学講師が1919年のパリ平和会議の模様とヴェルサイユ条約後の訴追が失敗に至った経緯を説明している。第7章は Kirsten Sellars シンガポール大学研究員がドイツ皇帝を犯罪者として扱うに至った法環境の変化を記し、さらに第8章は Paul Mevis エラスムス大学教授と Jan Reijntjes キュラソー大学教授が共同執筆により、仮にドイツ皇帝の引渡しを実現していたならばどのように裁判が進められたか、起訴状に始まり管轄権決定や適用法認定や国家元首の免責特権など、法廷で争われたであろう諸理論を仮定と推論の下で論じている点は面白い。続いて第2部の後半部分の第9章から第11章では、国内裁判所による第1次世界大戦の戦犯裁判を取り上げている。特に1921年1月から1922年7月にかけて12の事件を審理したドイツのライプツィヒの最高裁判所による裁判が詳細に検討されており、第9章で Joseph Rikhof オタワ大学教授は、ドイツ人及びトルコ人の第1次

世界大戦の戦犯裁判が当初はヴェルサイユ条約に基づき戦勝国の手による裁判実施が検討されつつ後にドイツとトルコの国内裁判に委ねられた経緯を追い、ライプツィヒとイスタンブールで行われた実際の裁判例を説明している。第10章は Wolfgang Form マールブルク大学講師がライプツィヒ裁判の実施に至る背景を紹介した上で、最も著名であった Llandovery Castle 事件を分析している。第11章も Matthias Neuner レバノン特別法廷検察局顧問がライプツィヒ裁判の12の事件全体を分析した結果、フランスやベルギーで実施された裁判と比較しても刑が軽微で恩赦もあったことからライプツィヒ裁判が後の戦争犯罪に抑止的効果をもたらしたかは疑問だとして、敗戦国に裁判を委ねることの問題点を指摘している。第12章はリトアニア国内裁判所所属の Lina Laurinaviciute と米国弁護士 Regina M. Paulose とナイロビ大学講師の Ronald G. Rogo の共同執筆により、アルメニアのジェノサイドの問題を取り上げてその責任追及の試みを紹介している。

第3部は世界大戦の狭間の期間とニュルンベルグ及び極東裁判の開始前の時代を考察対象として若手研究者が論じている。まず第13章ではプリンストン大学博士課程の Anatoly Levshin が侵略罪の法源を論じている。第14章から第16章は1943年から1948年の国連戦争犯罪委員会を取り上げており、まず第14章はロンドン大学戦争犯罪プロジェクトの Dan Piesch と Shanti Sattler が同委員会設置の経緯とその功績について語り、第15章はハイデルベルグ大学の Kerstin von Lingen が人道に対する罪の定義に対する同委員会の貢献を、第16章はハイデルベルグ大学博士課程の Anja Bihler が同委員会における中国の役割

を紹介している。第17章は第7章を執筆した Sellars がニュルンベルグ裁判の原点を創りだした1945年のロンドン会議に注目し、個人責任の法理や遡及法の問題など法的論点に関する議論を展開している。

第1巻最後の第4部は、ニュルンベルグの記録の学際的な分析を行っている。第18章で David S. Koller 国連法務官がニュルンベルグ裁判の遺産であるニュルンベルグ諸原則を軸として1980及び1990年代の国際法委員会における議論や旧ユーゴ国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所並びに国際刑事裁判所に至る道程を概括している。第19章は Guido Acquaviva レバノン特別法廷法務官が、ニュルンベルグ裁判の意義を評価する上で上官命令の法理について取り上げ、その後の判例や学説に与えた影響を論じている。最後に第20章は、ヴッパータール大学とマールブルク大学研究員の Axel Fischer がニュルンベルグ裁判の映像記録の意義を評している。

III

第2巻は第2次世界大戦の戦犯裁判を検討対象として、第5部から第7部の3部構成で編纂されている。第5部は日本における戦犯裁判を検討している。第2巻の冒頭を飾る第21章は Neil Boister ワイカト大学教授が有名なパール判事の言を元にして極東国際軍事裁判が見世物裁判であったか分析している。第22章は Yuma Totani ハワイ大学准教授が極東裁判の裁判例の中から特に3つの事件を比較検討し、責任理論の一貫性の欠如を指摘した。第23章は Milinda Banerjee プレジデンシー大学准教授が極東裁判のパール判事の見解をインドの法哲学に照らして分析している。第24章はハイデルベルグ大学博士課程の Ann-

Sophie Schoepfel-Aboukrat がインドシナやサイゴンにおける戦犯捜査や訴追をフランスは戦争を乗り越え新秩序をアジアに構築する政策として実施したことを紹介している。第25章は上海交通大学東京裁判研究センターの Longwan Xiang と Marquise Lee Houle が共同執筆により、極東裁判における中国人判事の貢献を軸に中国にとって正義の追求が何を意味するか論じている。第26章はハイデルベルグ大学博士課程の Lisette Schouten が、極東裁判後の国連における国際刑事裁判所の議論に Röling 元極東国際軍事裁判所判事が与えた影響を評価している。

第6部は第2次世界大戦後の中国及び南アジアでの戦犯裁判を検討対象としている。第6部の前半部分は1945年から1956年に中国国内で裁判された日本の戦争犯罪の事件を取り上げており、第27章は Ling Yan 中国法政大学教授がその管轄権の法的根拠や証拠手続法上の問題点などを理論的に分析し、第28章は Barak Kushner ケンブリッジ大学教員が日本人の戦犯裁判の歴史的概要を記し、第29章は中国法政大学修士課程の Zhang Tianshu が具体的に数々の事件を紹介した上で、これら中国による戦犯裁判が国際法に与えた影響を挙げている。第6部の後半部分は中国以外の国での戦犯裁判を取り上げ、第30章は Cheah Wui Ling シンガポール大学准教授が英国によるシンガポールでの戦犯裁判の事例を、第31章は Nina H. B. Jorgensen 香港中文大学教授と Danny Friedmann 同大学研究員がオランダの臨時軍事法廷を紹介し、第32章は Narelle Morris カーティン大学講師がオーストラリアによる日本の戦犯調査と訴追を紹介している。

第7部は、ヨーロッパ各地における戦犯

裁判を取り上げている。第33章は Moritz Vormbaum フンボルト大学研究員が、第34章は マールブルク大学博士課程の Christian Pöpken がそれぞれドイツにおける戦犯裁判を検討している。第35章は Ditlev Tamm コペンハーゲン大学教授がデンマークやノルウェーといった北欧における戦犯裁判を、第36章では Immi Tallgren ヘルシンキ大学研究員がフィンランドの戦犯裁判を、第37章はハイデルベルク大学博士課程の Valentyna Polulina が極東におけるソ連の戦犯政策を紹介している。また、第38章はワシントン & リー大学の Mark A. Drumbl がポーランドの国内裁判所における裁判を紹介し、第39章では Patrycja Grzebyk ワルシャワ大学准教授がポーランドが国際刑事法諸原則の発展に果たした役割について論じ、第40章ではヤギェウォ大学講師の Marcin Marcinko がポーランド国内裁判所におけるナチス戦犯裁判で示されたジェノサイド罪の概念を分析している。第41章は Veronika Bilkova チャールズ大学准教授が中央ヨーロッパ及び東欧における第2次世界大戦後の戦犯裁判と題して、当時のチェコスロバキアやユーゴスラビア並びにソ連による戦後処理裁判を、そして最後に第42章はブダペストの Tamas Hoffmann コルヴィヌス大学講師がハンガリーの事例を紹介している。

IV

教科書や専門書では第2次世界大戦後のニュルンベルグ裁判から旧ユーゴ及びルワンダのアド・ホック国際刑事裁判所を経て国際刑事裁判所に至るといった典型的な歴史紹介の様式が確立しているが、以上で紹介した第1

巻及び第2巻の構成が体现しているように、本書はその典型的様式に異議を唱えている。ニュルンベルグ裁判よりも比較的注目度が低い極東裁判に紙幅を割くことに加えて、非西洋地域の裁判例や、中国など非西洋諸国が国際刑事法に与えた影響について焦点をあてている点は興味深い。国際刑事法の淵源を探る上で、ヨーロッパ国際法への偏重を排して多様な視点で歴史を再分析する姿勢は先行業績と一線を画している。ただし世界的に網羅的な検討を行うのが困難である上、本書は国際刑事法における地域国際法の可能性を示唆するものではなく、現在の国際刑事法学への繋がりの有無について十分に答えられるかは第3巻の課題として残されているであろう。また、国際刑事法学の歴史書として用いるには時系列順に構成されていない部分がある点や、複数の執筆者による論文集に多々見られる特徴でもあるが、視点や分析方法などが異なる上に各巻各部各章各論稿の相互関連性が欠けているためそれぞれを単純に比較検討することができない点が難点である。しかし、国際刑事法が西側諸国の価値観の押し付けであり帝国主義・植民地主義の新たな形態であると批判する声为非欧米諸国から出始めている昨今、注目に値する書である点に揺るぎはない。

国際刑事法の歴史的及び学術的源泉についての認識を改めるような更なる議論を誘発したいとの著者の意図は十分達成されており、今後の国際刑事法研究者の研究姿勢に影響を与えるであろう。現代国際法の時代を検討対象とする予定の第3巻によってどのように前史との繋がりを体系づけるのか、3部作の最後を彩る第3巻の発行が待たれるところである。